

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容	防火対象物点検表示の除去・消印命令
根拠法令等及び条項	消防法第8条の2の2第4項
根拠条項	消防法第8条の2の2第4項
参考事項	
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>消防法 第8条の2の2</p> <p>4 消防長又は消防署長は、防火対象物で第2項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付すべきことを命ずることができる。</p>